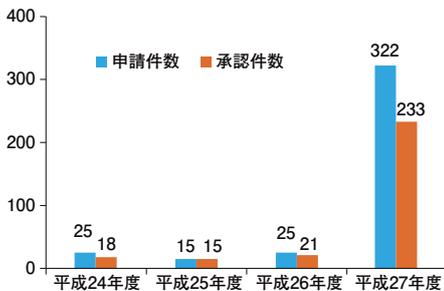


# スキャナ保存申請件数が13倍に! 2015年度税務統計発表

なが はま かず あき  
JIIMA 専務理事 長濱 和彰

国税庁は昨年11月、平成27年度（2015年）の電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況を公表しました。それによると、2015年度のスキャナ保存申請件数は、規制緩和される前年までは年間15件から25件に過ぎなかったものが、2015年度では一挙に322件となり、13倍増となりました。

また年度末での累計承認件数は380件となり、前年度末の152件から一挙に2.5倍増加となっています。一昨年9月末の税務署への申請分から税務関係保存書類のスキャナ保存要件が大幅に規制緩和されましたから、実質9ヵ月間で、申請件数も累計件数も、飛躍的に増加したことになり、規制緩和による



による税務書類のスキャナ保存が、急速に拡大していることが、統計上からも明らかとなりました。

また税務署に、帳簿をコンピュータで作成・保存する承認を求める電子帳簿保存の申請件数については、会計ソフトやクラウドサービスの導入によって、年間申請件数は11,000件～12,000件のレベルが続いています。年度末での累計承認件数も毎年約10,000件強の安定的な増加となっており、こちらでは際立った変化は見られません。

表2 参考 電子帳簿保存の申請・承認 年度末累計件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請件数	10,881件	10,929件	11,926件	11,829件
承認件数	10,690件	10,845件	11,587件	12,206件
未処理繰越件数	2,120件	2,037件	2,225件	1,692件
取下げ却下件数	140件	167件	151件	156件
年度末累計承認件数	143,417件	154,006件	165,368件	177,180件

1998年に電子帳簿保存法が施行され、帳簿の電子データ保存が可能となりました。6年後の2005年にe-文書法に対応して電子帳簿保存法が改正され、保存義務のある税務書類のスキャナ保存が可能となりましたが、電子化要件が厳しすぎて普及は停滞を続けました。それから実に10年の年月を経て、ようやく規制緩和の活動が実り、書類の電子化が急速に進み始めました。

昨年9月末の申請からは、スマートフォンによる領収書等の記録も追加許可されましたので、来年の税務統計では、スキャナ保存の申請件数がさらに飛躍的に増加するものと思われます。

表3 税務書類スキャナ保存 規制緩和の経過と承認件数の推移

年度	税務書類スキャナ保存 規制緩和の経過	国税庁 累計承認件数 電子帳簿/スキャナ保存
1998年	電子帳簿保存法施行 帳簿の電子データ保存が可能に	
2005年	e-文書法に対応して電子帳簿保存法が改正 書類のスキャナ保存が可能になる	
2007年	書類のスキャナ保存 普及が停滞 要件厳しく、関係帳簿電子化を厳格指摘	90,132/ 34
2008年	国税庁・経団連・JIIMAで協議開始 国税庁もスキャン保存推進を表明	101,660/ 43
2009年	帳簿電子化と書類スキャナ保存、要件を明確化 80項目にわたる詳細Q&Aが公表される	113,083/ 54
2010年	電子帳簿保存法の「正しい要件」の普及啓発 東京国税局もJIIMAセミナーで講演	123,145/ 61
2011年	国税関係書類のスキャナ保存 要件緩和の検討開始が閣議決定	133,240/103
2013年	内閣府 規制改革会議でJIIMAが早期緩和を強く要望、委員全員が賛成応援	154,006/133
2014年	6月24日 閣議決定した「規制改革実施計画」 スキャナ保存 要件緩和が織り込まれる	165,372/152
2015年	3月31日 電子帳簿保存法 施行規則改正 スキャナ保存の9月末以降の申請から大幅な規制緩和が決定	177,180/380
2016年	3月31日 電子帳簿保存法 施行規則2年連続改正 スマホでの領収書等の記録についても容認	2017年11月公表予定